

松戸市教育委員会会議録

平成28年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成 28 年 3 月臨時

開 会	平成28年3月25日(金) 9時30分	閉 会	平成28年3月25日(金) 11時20分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	×
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	山口 明	22		
3	学校教育部 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 専門監	渡邊 和宣	25		
6	” 課長補佐	加藤 将秀	26		
7	” 主幹	大西 真	27		
8	” 主幹	横田 浩一	28		
9	” 主査	藤中 孝一	29		
10	” 主査	根岸 亮子	30		
11	” 主査	橋本 欣之	31		
12	” 主任主事	小泉 良太	32		
13	” 主事	伊藤 翔	33		
14	教育施設課 課長	関 聡	34		
15	学務課 課長	久保木 晃一	35		
16	指導課 参事補	加藤 朋尚	36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成28年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第56号

松戸市教育委員会表彰規則の一部を
改正する規則の制定について (教育企画課)

② 議案第57号

松戸市教育委員会事務決裁規程の
一部を改正する訓令の制定について (教育企画課)

③ 議案第58号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する
規則等の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)

④ 議案第59号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

(2) その他

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議には、傍聴の申し出はございません。

なお、これ以降、傍聴人の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

◎開 会

教育長 ただいまから平成28年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

本日、武田委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして開会することができます。

◎会議録署名委員の指名

教育長 では、開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案4件となっております。このうち、議案第59号は人事案件となります。したがって、議案第59号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第59号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第59号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第56号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第56号「松戸市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長、お願いします。

教育企画課長 おはようございます。

議案第56号「松戸市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

提案理由は、表彰事務の効率化を図るとともに、表彰基準をわかりやすいものとするためでございます。

これまで、表彰に関する議案をさまざま教育委員会会議にご提案をさせていただいておりました。ご審議の中で、さまざまな質疑、ご指摘をいただいておりますので、今回、こういったことも踏まえまして、表彰基準等を見直しをいたします。

3ページの新旧対照条文をごらんいただきたいと存じます。

まず、第2条の表彰の基準でございますけれども、第2号で「有益な研究を発表し」とあるのを「有益な研究、考察又は発明し」と改め、第4号につきましては「学校教育又は社会教育の振興」とありますのを「スポーツの振興や学芸若しくは文化の向上発展」を加えることにより、表彰者の現状を踏まえ、対象をより明確にいたしました。

第5号でございますが、「委員会、審議会等に在職し」と、曖昧な部分がございますのを、「法令又は条例で定める委員会、審議会等の委員又は委員」と改めまして、表彰対象が明確になるようにいたしました。特に、審議会等に属していない委員、独任制の委員の方について表彰対象が明確になるようにしたものでございます。

さらに、学校医につきましては、これまでは第5号の規定により表彰対象とする運用をしておりましたけれども、これもやや曖昧な部分もございましたので、学校医につきましては第6号を新設いたしまして、「多年にわたり学校における保健管理に貢献してきたもの」というふうに追加したものでございます。

次に、第6条と第7条の変更点についてでございます。

表彰基準の見直しをしていく中で、この規則を全般的に見直したところ、第6条と第7条

なのですが、これまでは担当課が表彰するに値すると考えた表彰候補者を推薦調書を添えて教育長に推薦し、教育長、生涯学習部長、学校教育部長で構成する教育功労者審査委員会で審査し、表彰候補者として決定した後に、教育委員会会議にご提案するという事になって、規則上はそうなっておったんですが、現状ではこの委員会は開催されておりません。

したがって、この現状を踏まえた上で、教育功労者審査委員会の審査の廃止するものでございます。

なお、担当課におきましては、十分な審査を行った上で、教育長の決裁をいただいた上で表彰候補者を決定し、皆様方にご提案させていただくという形をとりますので、特に廃止しても問題はないものというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

松田委員、お願いします。

松田委員 質問を1点と、それから意見は別で述べさせていただきます。第2条の4項「文化の向上発展」とありますが、文化に向上というような方向性があるのか疑問があります。いかがでしょうか。

教育長職務代理者 文化というものが、上がるとか下がるとかという言い方がそぐうのかという、あるいはどういう考え方でこういう言葉を選んだかというところですか。

教育企画課長。

教育企画課長 なかなかこう、教育にしても文化にしても学術にしても、何をもって向上したのかという部分ではありますが、やっぱりこれは文化面でも顕著な功績を上げた者、表彰対象とすべきものは文化分野の面でもあるだろうと、そういう考えのもとに表彰対象者、文化面で貢献した方も表彰対象者としてはなり得るという考えのもとに、この文言を加えたところでございます。

松田委員 なかなか難しいところだと思います。文化そのものには上とか下とかというのは多分ないだろうと思いますけれども、かといって、結果的に悪い文化をつくり続けることを単に発展という形にしてしまうと、結果的に松戸市が衰退していくような文化の形成を応援した人たちも表彰するという形になってしまう。非常に難しい文言なんですけれども、この辺は、皆さんで統一しておく必要があるのではないかと思います。向上として方向性を示すことで思想の統制につながっていくようなことがあってはならないと、こんなふうに実は考え

ています。

以上です。

教育長職務代理者 今のご質問の背景は、そういう考えからただされたというところですか。上とか下とか方向性を持つものとかではない、文化という主語の場合にはそういうものではないのではないのかというご意見であろうかと思えます。

どうですか、ちょっとこの点だけ整理しちゃいましょう。

伊藤委員。

伊藤委員 課長がご説明されたように、これに文化を明示するという自体についてはいいことだと思います。ただ、今、松田委員がおっしゃったように、やっぱり文化の向上という言葉がなじまないのかなという感じがしますので、例えば文化の発展振興とかいうようなことであれば、すっきりする感じはするんですけどもね。

教育長職務代理者 そうですね。文化を入れることについては今一致はしているという。

何か感じ方ありますか。

市場委員 いや、松田先生に言われて、初めてそうかなと思いましたが、一般的な言い方としてこういう言い方があるのかなとは思いますが、ただ、確かに規則としてきちんと書くのであれば、その辺の文言整理したほうがいいという松田先生のご指摘だと思いますので、なるほどなと思いましたがけれども、今、伊藤先生が言ったように、発展振興ですか。

伊藤委員 どういう言葉でもいいんですけども、ちょっと向上という言葉は私も外したほうがいいのかなど。

市場委員 発展も発展かという、そこまでこだわれば、また発展かという形になってくるかもしれないんですけども。

教育長職務代理者 ちょっとその手前も見ると、これはスポーツの振興はここで切れている。

「又は」の後が両方にかかっていると思うんですけども、学芸もしくは文化というのが並列であって向上発展と読んでいいんだらうかと思うんですが、学芸に関しては、これは向上という言い方はそんなにおかしくないのでしょうか。

松田委員 おかしくないと思います。

教育長職務代理者 学芸は向上はある。文化だけ見たときに、ちょっと何かその方向感が、一定の方向にあるように見えるのかなというのがご懸念……

市場委員 ごめんなさい。ちょっとまた細かいことであれですけども、「若しくは」と「又は」の使い方って、何か調べると一応違いはあるみたいな話を書いてあったんですけども、

「若しくは」と「又は」は区別しているということによろしいんですか。

教育長職務代理人 企画課長。

教育企画課長 区別してございます。これは、社会教育、スポーツの振興、学芸、これと文化というのがまず大きなくくりで並列になるという、選択的並立になるという、そういう意味合いです。「又は」というのは、大きな並列関係のところは1回使って、それ以外のところは「若しくは」を使うということになります。ですから、これでいうと、学校教育、社会教育若しくはスポーツの振興というくくりと、学芸若しくは文化の向上発展というのがまず大きな並列関係になる、一番大きな並列関係になると、そういう意味合いで使います。

教育長職務代理人 違和感としてどうですか。松田先生は違和感があるというお立場ですけれども、市場さん、どうですか。

市場委員 いや、さっき言ったように、ぱっと見たときにはあんまり、実際違和感は感じませんでした、僕は。松田先生言われて、確かに。質問、何というか、発言の意図も説明されたので、確かにそういうことも気にしなきゃいけないのかなと思いましたがけれども、そこまで考えなくてもいいのかなという気も実際にはしているわけです。

教育長職務代理人 伊藤委員、もう一言何かありますか。

伊藤委員 文化の向上については、いろんな文化が広がっていったり、美術館などを通じて文化に親しむ人たちがふえてくるとか、あるいは非常に優秀な文化人がふえてくるとか、いろんなケースがあると思うんですけれども、いわゆる文化が広がって発展していくことであれば、あえて向上という言葉を使わなくても、誤解を避けるためにそういうふうにするというのはいいのかなという感じはします。

教育長職務代理人 文化振興財団とはいうけれども、文化向上財団とはいわない、雰囲気とすると、言葉遣いでいくとそう。先ほど振興というのをくっつけたらというのが……

伊藤委員 ただ、スポーツの振興というのはちょっとダブるのかなという感じがするんですけれども……

教育長職務代理人 あ、ダブりますね、そうですね。

伊藤委員 だから、発展だけでもいいんじゃないですか。

教育長職務代理人 学芸若しくは文化の発展について

どうでしょう、企画課長、この辺はこだわり度何パーセントくらいですか。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 そんなこだわり度はないんですけれども……

教育長職務代理者 何か下敷きがあるとか。

教育企画課長 もちろんですね、こういう表彰規則というのは、基本的にオリジナル、どこの自治体もオリジナルでつくっている規則で、その自治体のカラーが出ると思うんですね。私どもが総務部の法規審査等を受け、それから他市の表彰規則なども参考にしながらこんな条文にはなっておりますが、「文化の向上」という表現に違和感があるとすれば、むしろ全部「振興」という形でくくってしまって、当然、教育委員会の中で担当課で推薦調書をつくって、表彰候補者を選考すると、こういう教育委員会内部での作業になりますが、そこをきちんと審査を徹底し、その上で最終的には教育委員会会議にお諮りするというような方向ではいかがかと思いますが。

教育長職務代理者 言葉を「振興」に統一するということですか。

教育企画課長 はい。あるいは振興発展ですね。例えば、ちょっと言いますと、ですから、「又は」「若しくは」を全部外してしまって、学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興発展について、その功績が顕著であったもの。

教育長職務代理者 全部を並列に。

教育企画課長 全部並列にすると。

教育長職務代理者 それで、今つくられている文案と趣旨は変わらないとも考えられるというのが今、企画課長の話。

松田委員、今、ちょっとした修正案というか、例えばそれで。

松田委員 それのほうがいいかなと思っています。

意見を述べさせていただいてもいいですか。

教育長職務代理者 はい。

松田委員 それでは、この「向上」について私ひっかかったのは、もう少し理由がありますので、それについてお話をさせていただきたいと思います。

今回の改正案は、これまでのこの会議でのことを十分考えて案を出していただいた、非常に感謝申し上げたいと思います。

その上で、この文案を見てもみますと、今までと対極にあるように感じました。どういうことかといいますと、今までののは、表彰要件、表彰の基準というのを漠として設定して、そしてそれを審査会で厳密に審議していくという、こういう方法を規則上は提言していたわけです。

それに対して今回ののは、表彰の基準を非常に細かく設定して、そしてこの表彰に値するか

どうかというのは所属課が一番よく知っているのも、そこの起案を大事にしていくということです。ですから、審査会は要らないと、こういう立場で貫かれていると思います。

そのどちらがいいのかというのは、これは正直、やってみなければわからないというところだろうと思いますが、こういう決断を下されたということについては、私は一定の評価をしたいと思っています。

一方で、今回の教育委員会のシステムが変更になったということで、これは一般論として教育長と市長との関係というのが非常に濃密になってきたわけです。ですから、ここで審査会がなくなるということをめぐって、さまざまな臆測が飛び交ってくるというのも当然考えられることだろうと思います。その1つに向上という名のもとに、教育の本来あるべき姿が失われていくというふうな、要するに方向性を色濃く出されてしまうがために、教育がある面、本来の目的を達成できなくなってしまうという可能性もないわけではないだろうという指摘です。

ですから、こういう誤解を受ける言葉はできるだけ慎んだほうがいいのではないかと、そのほうがこの表彰の趣旨が生きるのではないかと、こういうふうに考えた次第でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今の点、先ほどの「向上」の取り扱いについてはもう少し後で整理するとして、それ以外のところも、もう一度確認すると、2条の5号と6号、6号については、今まで旧5号でやってきたんですね、学校医の先生方とか。そういうのが非常に不明確であったということ。

それから、5号のほうも、そういった意味では言葉を整理して、スポーツ振興委員さんでしたっけ、等についてきちっと位置づけられたということだろうと思います。

これもちょっと文章が複雑なんですけれども、「委員又は委員として」というのは、これ、どこで切るかと、「多年にわたり法令、条例又は規則で定める委員会、審議会等の委員又は委員」と、そこが並列になるわけですね。委員会、審議会がない委員とある委員と両方いるために、こういう言い方をしていると思うんです。ここは、恐らく皆さんも問題ないかなと思います。ここは今変わったと。

それから、あとは第6条です。次のページの、審査会というものを、いずれ決定はこの場なので、この場で決定するための審査会というものは、事実上整理というか、正式には置かないということに位置づけを変えた。

そこでも、そういった懸念、言ってみれば、そこにクッションが1つ入らなくなることを誤解されるおそれもあるのではないかとというのが松田委員の話だったと思います。

戻りまして、いろんな言葉遣いの整理もあわせてされましかたれども、大きく言うとそこら辺。今、私もちょっと読み飛ばしてはいたけれども、4項については、少しく方向性を持った文化という言われ方が誤解を招くとすればというところで。

企画課長、先ほどの並列の案に直すことというふうな取り扱いでお諮りしてよろしいですか。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 それでは、再度、確認とさせていただきますが、第4項は、学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興について、その功績が顕著であったもの、こういう形で修正してはいかがかということでお諮り願えればと思います。

教育長職務代理者 すみません、もう一回。学校教育、社会教育、スポーツ又はといきますか。

教育企画課長 スポーツ、学芸又は文化の振興。

教育長職務代理者 学芸と文化もここも並列の中に入れて、ここも最後が「又は」になると、そうですね。学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興。

教育企画課長 もう全部「振興」でくくっちゃうということですね。

教育長職務代理者 の振興について、その功績が顕著であったものと。

教育長、いかがですか、よろしいですか。

教育長 いや、あんまりよろしくもないんだけど。

教育長職務代理者 ちょっと今、まとまっちゃう前に。

教育長 要するに、学芸という言葉があるから、向上というものもあるのです。いろんな文化団体を見ていたり、学芸員さんとか、いろんな作業、活動を見ていると、やはり向上性というものも、私としては大きい視点なんです。だから、その辺がくくりとしては難しいんでしょうけれども、最終的に今のような表現であればというふうにまとめれば、それでもいいのですが、そうやって考えると、学校教育と社会教育とスポーツと学芸と文化と、全部並列でいいのかという議論は、これはまたおかしいと私は思います。なので、結構難しい。

教育長職務代理者 概念の範囲としての学校教育と、例えば文化とか、学校教育と学芸というのが何となく並べておくと少し……

教育長 全部ただの羅列で……

教育長職務代理者 次元が違うものがまじるということですか。

教育長 そうそうそう。だから、それぞれの中身をこうやって1つ見ていくと、どんどんどんどん細くなって、その表現の正確性というのは必ず問題性が出てくる。だから、どこでバ

ランスをとっていくかということでしょう、要するに。

教育長職務代理者 そうですね。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 二転三転して恐縮でございますけれども、この第4号につきましては、これまで、今回の議案の説明の冒頭にも申し上げましたが、表彰の決定に関する議案の中で、さまざまなご議論をいただいた中で、表彰の基準について見直すということでしたが、5号に関しましては特にたくさんご指摘、ご質問をいただいたところでございますが、4号に関してのご質疑というのは余りなかったものでございますが、そういうことも踏まえますと、場合によっては、4号については現状のままという、むしろ改正しないで、現状のままということも1つのことかなというふうに思っております。

教育長 そのほうがすっきりします。要するに、スポーツとか学芸とか文化という、最後の文化というのが、だから、一番大きいくくりなのに、そこに持ってきちゃったのがちょっと、私も見落としていたのかなという気はします。

教育長職務代理者 つまり、今までの4項であれば、社会教育というところにいろんなものが含まれていたと。それをもう少し目に見えるように、わかりやすく今展開してみたところ、少しいろんな次元のものがまじって、しかも、少しそりが合わない言葉が並んだというところで、社会教育というのが非常に今度は、また一般にはわかりにくいというご指摘はあるかもしれないけれども、そうだったらどうかというのが、もう一つの案として出されました。

せっかく練っていただいたこの改正案の4項に展開をしてみるというチャレンジはいいですか。

そうすると、先ほど教育長おっしゃったように、学芸の向上、文化の発展とか、そういう……

伊藤委員 うん、分ければいいんじゃないですか、そういうふうに。

教育長 それはありですよ。

教育長職務代理者 そういう言い方だとどうでしょう。

伊藤委員 私はそれでいい。

教育長職務代理者 ここの改正案の原案を最大限生かしていくとすると、学校教育、社会教育若しくはスポーツの振興又は学芸の向上若しくは文化の発展。文化の発展についてというのも生かし得る案かなという気もします。

もう集約しましょう。今、1案は、先ほど全部並列という案がありました。それから、全

くもとに戻して、現行条文どおりにするという2案がありました。3案として、学芸に向上をくっつけて、文化に発展とするという案もあります。学校教育、社会教育若しくはスポーツの振興又は学芸の向上、そこで「若しくは」を使いますか。学芸の向上若しくは文化の発展、どうでしょう。

企画課長、ちょっと言葉の精査を。

教育企画課長 今回の案をもう一度確認をさせていただきますが、第1案は、4号はまず改正しない、このまま現行どおり、現行の規定を維持して改正しないが、第2案は、全部並列にする。学校教育、社会教育、スポーツ、学芸、文化の振興について、その功績が顕著であったもの。第3案が、学校教育、社会教育若しくはスポーツの振興又は学芸の向上若しくは文化の発展について、その功績が顕著であったもの。

市場委員 そうすると、ごめんなさい、学校教育と社会教育は並列になりますよね。ほかの3つも、全部やっぱり並列というイメージですか、文言の意味合いとしては。

教育長職務代理者 今のだと、学校教育、社会教育、そしてスポーツを並べて、並列にして「振興」で受けた。それから、「又は」で大きく区切って、学芸の向上と文化の発展をまた……。

教育企画課長 山田職務代理者がおっしゃったとおりであります。「又は」の前と後ろが大きな意味上の並列関係になって、それよりももう少し何というのかな……

教育長職務代理者 小さな並列関係。

教育企画課長 小さな並列関係、「若しくは」を使うというのが法令文の書き方のルールになっておりますので。

教育長職務代理者 言語活用が大変。

教育長、どうぞお願いします。

教育長 私は、やっぱりもとのままで、何で加えなきゃいけないのかなというふうに思います。なぜかという、例えば社会教育とスポーツという言葉がありますよね。スポーツは社会教育じゃないのかというふうに考えて、私はスポーツ団体の方々に、皆さんも社会教育団体の一つとしてというふうにいつもお話をするんですよ、そうするべきだと思っているので。

ですから、社会教育とスポーツを分けること自体、結構抵抗感にはあります。そういう意味でいうと、学校教育と社会教育というふうに2つだけの関係のほうがずっとわかりやすい。

市場委員 だから、社会教育の具体的なものをもう少し明示しようという案なわけですね、こ

れはきっと。

教育長職務代理者 社会教育若しくはスポーツというところが、かえって違和感が、言われてみればあるねというのが今の。

今、整理すると、1案が現行条文、左側。2案が、改正案をだ一つと並列にして「振興」でくくったもの。3案は、改正案文を生かして、向上と発展と分けて、文化をちょっと分けて、教育長はそういう。

今、1、2、3について、最後、全会一致で決めたいと思いますので、どうでしょう。

松田委員、感想をちょっとここで、心情を吐露していただけますとありがたい。

松田委員 もとの形は非常にすっきりして、私もわかりやすいなというふうには思っています。

ただ、今回の改正案は、推薦の要件を具体的に示すことによって、例えば担当の課が責任を持って推薦するというそういう意図があるかと思います。そうやって考えると、新しい案のほうが現在の組織にマッチしているという考え方もあります。

教育長職務代理者 考え方もありますか。

松田委員 方もあります。

教育長職務代理者 伊藤委員、一言。

伊藤委員 やはり、私も、社会教育と一くくりに今までしてあったのを、いろんなこういうスポーツとか学芸とか文化とかという形で明示するという事は、非常にわかりやすくなるし、だから、あとは言葉遣いの問題だけなので、今の案でいうと、私は、確かに並列というのはちょっと余りにも能がないような気がするので、3番目の案で、学芸の向上という形で明示して整理したほうがいいと思います。

教育長職務代理者 市場委員、どうでしょう。

市場委員 僕は、さっき教育長がおっしゃったように、言葉の受けとしては学校教育、社会教育、スポーツの振興だと言ったけれども、社会教育の中にスポーツの振興も入るし、多分学芸も入るし、文化も入るんじゃないかなという気がして。いや、何かこういう書き方をするのかどうかわからないけれども、社会教育の中に例えば括弧書きでスポーツだとか何だとかというのを入れてもいいのかなとか、そんなふうにも思ったことは思ったんです。

教育長職務代理者 要は、現行。

市場委員 そうですね。現行のほうをむしろ生かすような形ですかね。

教育長職務代理者 困るんですよ、2対2になっちゃう。

松田委員 私は、はっきりさせるとすれば、こちら改正案のほうです。

教育長職務代理者 この規則がどういう場面で生かされるかといったときに、全て、例えば2項と4項は区別、厳密にし得るのかと、いろんなところが重なり合っているんですね、これそもそも。ですので、特に4項は、そういった意味では広く広げて考え得る最たるところで、本当に何でもカバーできるというのはもともとの4項のところであったと。それを言葉上展開したということに私は非常に共感を今覚えておりますので、どちらかという、私も教育長とは違うんですけども、第3案のほうに非常に心情的には寄っているんです。

こういうことをもって逆に見えやすくする、あるいは適用しやすく、イメージしやすくするということと、どこに該当するのかという意味での根拠としての4項というのは、本当にこれは広いし、ほかとも重なっているんで、どうせ重なるのであれば、こうやって広げて、イメージが膨らむ形の言葉はどうかなというのが今のところのあれです。ですので、どうしましょう、教育長。

教育長 ちょっと第3案をもう一回言っていたいただけますか。

教育長職務代理者 学校教育、社会教育若しくはスポーツの振興又は学芸の向上若しくは文化の発展について、その功績が顕著であったもの。一応文理的にというか、論理的にはおさまってはいる文章かなとは思いますが。

市場委員。

市場委員 こだわり出すと切りがないというような。さっきも言ったように、社会教育の中にスポーツ、学芸、文化が入るのかなというイメージがあるので、そこを何かわざわざ分けると、「又は」で区切るというのはまた何か違和感があるといえはあるかなと思ったものです。

教育長職務代理者 例えば、社会教育と学芸でさえ重なるじゃないかとかね。

市場委員 そういうイメージがあるんです。

教育長職務代理者 「又は」で大きくくくって、前と後両方とも同じこと、同じ例をカバーし得るのをわざわざ「又は」で前後に分けていることも意味もないんじゃないかということですかね。

松田委員。

松田委員 私は、第3案のほうに賛成したい。理由の一つとして、現行のほうでは学校教育と社会教育に限定されているんです。ということは、家庭教育がどこにも入りようがなくなってきました。家庭教育をどう振興するのかというのは非常に難しい問題なんですけれども、少なくとも、子供を大事にしようというようなことは、これは文化だろうと思っています。そして、例えば父親・母親業というようなものを、学校教育でも社会教育でも扱い、さらに、

どういう親になっていくのかということを考えることは、もはや1つの文化としてのあり方なのではないかと思います。そんなことを考えていくと、やはり社会教育と学校教育に限定すべきではなくて、文化という項目が残るといことは大変意義のあることではないかなと考えます。

もう一つ、いじめの対策を考えると、これは学校教育でも社会教育でもなくて、社会全体が考えていくという捉え方が必要です。ですから、何かそういう文言を残したいなど、新しくつけ加えたいなど、そういうちょっと感じがしています。

教育長職務代理者 なるほど。第3案は、現行のよりも広がっていると、広くカバーできているというところを評価したいというご意見です。

伊藤委員、いかがですか。

伊藤委員 原案の学校教育又は社会教育の振興についてですが、教育の専門家の方々にとっては社会教育の中にいろんなものが入っていますよということで説明はつくんでしょうけれども、一般の人にとってはやっぱりスポーツであるとか文化であるとか、そういったものはなかなかイメージしにくいので、そうであれば、社会教育とあわせて、いろんなスポーツであり、学芸、文化、あるいは場合によっては、まだ別に何かあるかもしれませんが、そういったものを併記して並べれば、今回の改正の趣旨である、わかりやすくするという意味で、非常にいい方向を示しているんじゃないかなと思いますので、ここに出すということに私としては依然として賛成です。

教育長職務代理者 教育長、カバーする範囲の中にいろんなものが含み得るという意味で、広がるのではないかという、学校教育、社会教育が逆に限定する、ここで取りこぼす分野が拾えるのではないかというような考え方について、いかがお感じになりますか。

教育長 この議論は、何が難しいかという、例えば社会教育と生涯学習とか生涯教育とか、いろんな単語とか、いろんな用語があって、それぞれ一つ一つの言葉を、例えば文化という言葉をもとめても、解釈の仕方とか考え方とか、いろんな違いがあるじゃないですか、恐らくこの5人の中に。そこで、1つの条文にまとめようとするからすごく難しく、例えば社会教育若しくはスポーツの振興という部分が、私はすごくこの議論の中では気になるのであって、学校教育、社会教育の振興で1回切って……

教育長職務代理者 スポーツ、学芸か。

教育長 そう。そうすれば、私の一個一個の用語の理解からしてみると、納得はできるんです。皆さんは、そうやってなるべく一般の方々にわかりやすいような表彰のシステムをイメージ

させたいというのであれば、そういう用語の使い方であれば、私は納得はできると思います。
であれば、もとのままでいいじゃないかというのはさっき言われました。

教育長職務代理者 そうか。ここのスポーツの位置づけを、例えば後ろにするというような第4案が出てきましたが、実にそれ今、あるな。学校教育若しくは社会教育の振興又はスポーツ、学芸の向上若しくは文化の発展について。

松田委員、今の。

松田委員 そういうふうには、どんどん何か用語の使い分けというか、そういう議論になっちゃうんですよね。

教育長職務代理者 であれば、もとでいいじゃないかというのが、変わらないという意味です。第4案ではなくて、変わらないということでした。

どうでしょうか。市場委員も同じ。

市場委員 そうですね。

教育長職務代理者 どうでしょうか、そろそろ議論も収れんさせなくちゃいかなのですが、用語の使い方が、また生煮えな用語の使い方するぐらいだったら、もとの定義の中で考え得るのだから、それでいいじゃないかということですよ。

伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、原案どおりのままだということでは、今回の改正案の中で示されたスポーツの振興であるとか、学芸の向上であるとか、文化の発展というものは全部社会教育の振興の中に入っているんだと、そういう理解でいいわけですか。

教育長職務代理者 そうなんです、先ほど松田委員の指摘された社会教育というところから今含まれない、もう少し文化の醸成をしていくと、よい文化をどうつくっていくかというところが、少しこれではこぼれるのではないかと、全く重なっているとはちょっと言えないところなんです。

伊藤委員 でも、今回の改正案で、原案どおりにするというのであれば、今後、実際に、これを実際適用して表彰するときに、文化の発展とか振興に貢献した人も、この4項の社会教育の振興ということで読んで表彰するという、そういう理解でいいわけですか。

教育長職務代理者 どうなんでしょうか。そこを……

伊藤委員 ですから、皆さんの議論の今の流れからしたら、さっきの第4案というか、まとめるとしたら、私はその形であれば、私の用語のイメージとしては納得が……

教育長職務代理者 大分近づくと、ということですね。少し着地点を示していただきましたけれど

も。

松田委員、もういいですよという感じになってきました。

松田委員 いいですよじゃないんですけれども、これがちゃんと伝わればいいんですよね。

教育長職務代理者 せっかく改正しようという、こういうときにやっぱり具体化する努力をここまでしたんだったら、ちょっとやっぱりこの形でいきたいですね。この形というのは、変えて展開するという。

松田委員 私は、スポーツと文化というのはなかなかいいなと、含めたいなという気はしています。

教育長職務代理者 それでは、もう一度ちょっと案を整理すると、この4項についてこういう文章ではどうかという案が今浮かんできています。学校教育若しくは社会教育の振興又はスポーツ、学芸の向上若しくは文化の発展について、その功績が顕著だと。スポーツを学校教育、社会教育と並列にするのではなくて、後の「学芸」と並列にして「向上」で受けると。スポーツの向上……

松田委員 スポーツの向上ってあんまり聞かないね。

教育長職務代理者 学芸の向上若しくはスポーツ、文化の発展。スポーツの発展はどうですか。スポーツの発展、文化の発展。

松田委員 スポーツの振興だろうね。

伊藤委員 スポーツと文化を並べるなら振興のほうがいいです。

教育長職務代理者 そうすると、「振興」くくりにもたしちゃうと、ちょっと話が複雑になるんですが、学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上、スポーツ、文化の振興について。振興が2回出てくるけれどもどうですか、そこは気になりますか。

松田委員 気にならないですけどね。

教育長職務代理者 学校教育、社会教育の……、どちらかという、学校教育の発展という言い方はどうですか、学校教育、社会教育の発展。ちょっとそれも違和感……

松田委員 ひっかかりますね。

教育長職務代理者 じゃ、「振興」でいきますか。学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上若しくはスポーツ、文化の振興について、その功績が顕著であったもの。

足したり引いたりしたつもりありませんが、1つの議論の帰結として今、この案が出ています。

市場委員、どうですか。

市場委員 賛成します。

教育長職務代理者 確認です。企画課長、今の文章いかがですか。ちょっと据わり悪いですか。

ちょっと規則として、余りこうやってこの場で料理をし始めると大変なことになって、後々のほかとの整合の問題もあると思うので。

これ、採決前にちょっと検討されますか。異例ですけれども、もしあれだったら、ほかの議案やってから戻って、1回中断しますか。ちょっと言葉遣いの法律的な位置づけを少し確認して。ちょっと調整していただくということで、採決しないで、一旦この議案を中断して、最後にもう一度戻りたいと思いますが、よろしいですか、ちょっと異例ですが。

市場委員 ほかの部分でいいですか。

教育長職務代理者 はい、全くほか。

市場委員 (6)の保健管理というのは、学校医と学校歯科医と学校薬剤師を想定しているということによろしいですか。

教育長職務代理者 企画課長。

教育企画課長 先ほど学校医としか説明では申し上げなかったかもしれませんが、学校歯科医や学校薬剤師……

市場委員 その3師をということですね。

教育企画課長 を想定しております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 それでは、議案第56号につきましては一旦中断をさせていただきます、また後ほど戻ります。

◎議案第57号

教育長職務代理者 それでは、議案第57号に移らせていただきます。「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 議案第57号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明をいたします。

改正の理由は、去る1月の教育委員会会議でご審議いただきました松戸市中心身障害児就学

指導委員会条例の一部改正に伴うものでございます。

松戸市心身障害児就学指導委員会条例につきましては、この「就学指導委員会」の名称を「教育支援委員会」に改める等の名称変更を行ったところでございます。これに合わせまして、事務決裁規程の決裁事項を、「就学指導委員会」とあるのを「教育支援委員会」に改めるものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第57号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 改正案のほうの教育研究所、要するに教育支援委員会になっているんだけど、改正案の左から2番目、就学支援という言葉に、教育支援委員会の運営の——2つ左ですね、そこは教育支援じゃなくて就学支援と、わざわざまだ残しているというのは、何か意味があるんですか。

教育長職務代理者 就学指導を就学支援……

市場委員 就学支援、教育支援じゃなくて就学支援にしているというのは、何か意味があるんですか。

教育長職務代理者 決裁事項の用語としては。

市場委員 あ、そうか、就学支援だ。決裁事項だから就学支援。

教育長職務代理者 決裁事項、事務の。

市場委員 あ、そうか、わかりました。事務手続としてはそういうことができる。わかりました、すみません。

教育長職務代理者 名称が「教育支援委員会」になったと。

そのほか、いかがでしょうか。

ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第57号を採決いたします。

議案第57号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第57号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第58号

教育長職務代理者 続きまして、議案第58号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

企画課長、お願いします。

教育企画課長 議案第58号ですが、教育委員会事務局設置及び組織等に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてでございます。

こちらにつきましては、松戸市職員の補職名等に関する規則の改正に伴いまして、教育委員会規則、具体的には、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則、それから松戸市教育委員会職員の職名に関する規則、3点目、松戸市立高等学校管理規則の3本の規則を改正するものでございます。

改正の趣旨なんですけど、もともとのこの背景なんですけれども、大もとは地方公務員法の改正がございまして、地方自治体に職務給の原則を徹底するという趣旨で地方公務員法が改正されました。職務給の原則といいますのは、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、これは当たり前といえば当たり前のことなんですけど、それをより徹底するという趣旨で地方公務員法が改正になりました。

これに伴いまして、まず職員の給与条例に級別基準職務表というのが規定されるようになりました。具体的には、かつて本部制を実施しておりましたが、その本部制を実施した際は、本部長の職務の級、9級というのがあったんですが、この9級を廃止して、1級から8級までの等級に整理され、さらにその8級から1級まで、その職務の級に対応する補職と職制名を整理するという趣旨のもとで、今回の改正をしておるところでございます。

具体的な個々の職名につきましては、余りわかりやすいものとは思いませんので、個々の説明は省きますが、こういった趣旨で今回改正するというところでございます。

説明にあまりなっておりませんが、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、議案第58号、大変専門的なこと、分類、正しく職務と関連をさせるという意味で整理をされたという趣旨だということでもあります。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

市場委員。

市場委員 本当によくわからないで説明聞いています。補職名というのと職制名という、これはどういう関係ということですか。

教育長職務代理者 企画課長、お願いします。

教育企画課長 これも、まず補職名というのは、職員の職位をあらわす職名でございます。職制名というのは、補職とは別に職員の職務に応じて、必要な場合に付与される呼称でございます。

例えばなんですけれども、12ページをごらんいただければと思いますが、12ページの右、別表1の右欄にありますけれども、例えば一番職員の中で上席の職員は部長ということになります。補職名は理事という補職名を持って、職制名としては部長ということになります。補職名については、職員全員持つものでございます。全員付与されるものでございまして、例えば今、部長で申し上げましたけれども、例えば係長相当職の方でいうと、職務の級で行政職4級の方がいらっしゃるとすれば、補職名は主査になって、職制は係長、こういう仕組みになっております。

教育長職務代理者 おわかりいただけましたでしょうか。

教育長 ふだん例えば部長さんとか課長さんとか、あるいは補佐さんとかと呼んでいるのは、この職制名という名前、それぞれの職で呼んでいるわけですが、一方で、同じ課長さんでも参事補の方もいればというふうに、そういう2つのシステムを並行して置いているという、その辺はなかなかわかりにくいですね。

教育長職務代理者 正しく現状を文言として整理されるという趣旨だと、大きくくくっていかげでしょうか。よろしいですか。特に、ご意見というか、ご質問があれば。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今回の改正点についてですが、補職名と職制が今回1つの表で並んでいますけれども、どこが改正されたのかというのがいまいよくわからないんですけれども、名前が変わった、要するに改正点が、3条のほうは参事、参事補を副参事に改めるということで、これは非常にわかりやすく、わかったんですけれども、別表1のところはどう改正されたのかというのがちょっとわかりにくいのですが。

教育長職務代理者 企画課長、お願いします。

教育企画課長 まず、この規則の改正点、例えば職名に関する規則の別表の改正が一番メインとなります。それと関連して事務局設置の規則の11条の職制と、市立松戸高校の管理規則の

事務長の補職名と職制名を変えるというものでございます。

一番メインとなる別表1の改正点なんですけれども、主なものを申しますと、まずこれまでは、12ページで見ますと、上のほうに左の欄、一番上に理事で部長、参事で部長というのもしましたが、改正後はもう理事、部長ということで、部長の補職は理事のみとなります。

それから、参事のところで、参事と参事補のところの室長、専門監を廃止しております。これによって、室長は担当室長、それから室長が担当室長として副参事に新設されます。そうすると、専門監というのは副参事のみとなります。副参事の課長、所長等を廃止することによって、所属長は参事補以上の職員でないとできないというような形になります。

教育長職務代理者 副参事の中にあつた課長さんが、新しい制度では副参事の中にじゃなくて、参事補としての課長さんに一本化されたら、そういったことが実際の配置の中で管理職の中である。例えばそういうところが変わったんだというところで、このアンダーラインのあるところを見比べていくと、12ページですね。その対照表で見ていただくと割と。

伊藤委員 わかりました。すみません、結構です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

ほかにはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。これより議案第58号を採決いたします。

議案第58号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第58号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第59号

教育長職務代理者 続きまして、議案第59号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第59号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、教育企画課主幹、教育企画課主査。

以上でございます。その他の方は退席してください。

(以後、秘密会)

委員長 再開をいたします。

議案第56号に戻ります。

今、ちょっと整理した資料をいただきました。

企画課長、一言お願いします。

教育企画課長 ちょっと時間の関係もありまして、きれいな資料ではございませんけれども、これまでの議論を踏まえますと、まず一番上、これが現在ご提案した改正案でございます。それから、それ以降が議論の中で出てきた修正案ということになります。

1点目が、修正案1、全て並列にする学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興について。それから修正案の2、学校教育、社会教育、スポーツの振興又は学芸の向上若しくは文化の発展について。それから修正案3、修正案3のところちょっと休憩になったわけですが、修正案3については、学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上若しくはスポーツ、文化の発展についてというところで議論が途中で休憩になりましたが、修正案3につきましては、ここに鉛筆で書き加えてございますけれども、「スポーツ、」のところを「若しくは」に変えないと、法令文の使い方としては正確ではないという形になりますので、修正案3ですと、もう一度修正案3を申し上げますと、学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上若しくはスポーツ若しくは文化の振興という形になります。そうすると、ちょっと何か「若しくは」が3カ所も出てきたり、「振興」が2カ所出てきたりということで、ちょっとこれもクエスチョンマークが出てきたところでございますが、その上で、その下にもう少しシンプルにしたらどうかというところで、下から2番目が、学校教育若しくは社会教育の振興、学芸の向上又はスポーツ若しくは文化の振興について。一番下が、学校教育、社会教育、スポーツ若しくは文化の振興又は学芸の向上についてということです。

この5種類の修正案につきましては、法令文の書き方にのっとった用語の使い方、法令文の使い方、それから法令文に関する用語の使い方について、とりあえず文章はつくりましたというところなんです、実際にでき上がってみますと、ちょっと並びでどうかという部分もなくはないです。

すみません、以上でございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ここの修正案、下の括弧の、何か途切れているように見えるんですけども。

教育企画課長 ごめんなさい。これは個人名が書かれていたものですから、ただ消しただけです。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

確かに、言葉がだんだん難しくはなってきました。直感的にちょっと整理しちゃうと、修正案1の羅列と修正案5ですね、これは羅列という意味では近いんですけども、少し。近くもないのか。そうすると、社会教育とスポーツが並ぶという、教育長が気になるという点が残っちゃうんですね。修正案1、2、5は、社会教育とスポーツが羅列で並列で残るという点が出てしまいます。そこは外すということでもいいですかね、まず。

教育長 でも、そうすると何か、やっぱり文章がくどくなっていますよね。

教育長職務代理人 くだいですね。

教育長 であれば、社会教育という言葉は狭義に捉えればいいだけの話ですよ。

教育長職務代理人 狭義の社会教育、そうですね。それで、どの案を。

教育長 そうすると、一番最後じゃないのかな。

教育長職務代理人 学校教育、社会教育、スポーツ若しくは文化の振興、「振興」くくりをつくって、あと学芸は向上。

教育長 学芸の振興でもいいけれども、1番。

教育長職務代理人 そうすると、1番になりますね。学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興について、その功績が顕著であったもの。

教育長 すっきりするね。

教育長職務代理人 社会教育とスポーツのくくり方とか、その考え方、こうするともう余り「若しくは」とか「又は」とかでつなげないで、並列して「振興」と、全体を「振興」で受けるというのが修正案1。

松田委員 もとの案も案としては残っているんですよ。

教育長職務代理人 現行ですね。はい、現行も残っています。現行は、学校教育又は社会教育の振興。

教育長 でも、皆さんの議論の方向性としては、やっぱりより具体的にということがあるわけだから、であれば1番。

教育長職務代理者 1番が、いろいろやってみたけれども一番わかりいいというか、分野として少し言葉を広げ、定義が重なる部分も含めて具体的に広げて言ってみたというのが1番。

伊藤委員 修正案1ですか。

教育長職務代理者 修正案1が今のところ……

伊藤委員 「振興」だけでくるんですね。

教育長職務代理者 向上から始まりましたけれども、学芸の向上だけ残すというのが修正案5ですけれども、学芸だけ向上にするというのも、また少し……

伊藤委員 何か5はちょっと何となく学芸だけが目立ちますよね。

教育長職務代理者 いかがですか。

伊藤委員 「若しくは」を避けるため、修正案3をスポーツ及び文化の振興じゃおかしいですか。学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上若しくはスポーツ及び文化の振興。

教育長職務代理者 ここで「若しくは」が続くのはという。

教育企画課長。

教育企画課長 「若しくは」というのが、これかAかBかという選択的な接続詞で、「及び」というのはAとBという、両方という意味合いがありますので、とはいえ、「及び」にしても、スポーツ、文化どちらかに当てはまれば、振興について顕著な功績があったものということで読むことは可能ですので、「若しくは」のかわりに「及び」にするということも可能です。

教育長職務代理者 今、修正案3の「、」のところを「及び」にしたらどうかという、修正案3のさらに修正というお話が出ました。ただ、ちょっと危惧するのは、「及び」と「又は」というのは、先ほど言ったように、原則としては、「又は」はAかBか、「及び」は、つまりA又はBといったらAかBかどちらかで、orかandの違いがあるので、「及び」というのはandですから。

伊藤委員 だから、スポーツと文化をandで結ぶのが何か違和感があればやめたほうがいいですけれども、私自身はあんまりないので、スポーツ及び文化の振興ということでもいいのかなど。3つ目の「若しくは」のかわりに「及び」とすれば、今までいろいろ議論してきたのを非常に細かくきちっと書くと修正案3になるのかなと思ったんです。

市場委員 課長が危惧しているのは、「及び」にするとスポーツも文化も両方に貢献のある人じゃないとやってもらえなくなるんじゃないかという意味ですか。

教育企画課長 そういう危惧はあるんですけれども、ただ、「及び」と使ったからといってス

スポーツと文化両方携わってないと表彰の対象にならないかと、そういうことはあり得ませんので、スポーツと文化というくくりで功績のあった方と読めますので、つまり「及び」と使っている、ややorの意味もありますので、「及び」にしても私は差し支えないかなと思います。むしろ、修正案3については、ここは「及び」というふうにしたほうが、「若しくは」が3カ所続くよりは非常にすっきりしますしという部分もあります。

教育長職務代理者 伊藤委員のご提案の「及び」というのも十分に応えられるのではないかと
いうお話です。

今のところ、修正案1と修正3のさらに修正の「及び」にしたものというところでは、学校教育若しくは社会教育の振興又は学芸の向上若しくはスポーツ及び文化の振興について、その功績が顕著であると。修正案1は、学校教育、社会教育、スポーツ、学芸又は文化の振興について、その功績が顕著であると。

伊藤委員 私、自分で今言っただけですけども、皆さんが修正案1でいいと言うならば、それで結構です。こだわりません。

教育長職務代理者 「振興」というところにくっつけて、それもすっと入るというのも十分にあり
ろうかとは思いますが。

改めて、いいですか。どうだろう、「又は」「若しくは」の使い方、「及び」等をいろいろ考えるのであれば、1がいいかなというところがありますが、市場委員、いかがですか。

市場委員 ほかの文章はちょっと、何がどうなるかがよくわからない……

教育長職務代理者 どこが何にかかっているのか、どこで切るのか、どっちが大きい並列で、
どっちが小さい並列かみたいな、少しわかりやすさということで修正、今回改正するのであれば1がというところでしょうか。

一応ここにあります修正案1、これを改正案の4項と入れる。この後に「その功績が顕著であったもの」という文言がつかますけれども、それで改正案とするというところでは、お諮りしたいと思います。

それでは、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第56号につきましては、今ほど申し上げました改正案のとおり決定するという
ことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ご異議がないものと認め、議案第56号は別紙修正案1に差しか
えの上、決定をいたしました。

大変進行が手間取りまして申しわけございません。

予定していた議題は以上であります。

◎その他

教育長職務代理人 その他に移ります。

事務局から何かありますでしょうか。

その他の中で施設課から、教育施設課長、お願いいたします。

教育施設課長 松戸市立東松戸小学校につきましてご報告申し上げます。

これまで開校に間に合うかどうかとか、さまざまなご心配をおかけいたしましたが、おかげさまで本日、先ほど引き渡し完了いたしました。ありがとうございました。

以上、報告でございます。

教育長職務代理人 お疲れさまでございました。素晴らしいご報告でございまして、新しい学校が間に合って、桜の開花と同時に引き渡しも終わったと。準備が現場ではいろいろ大変かと思えますけれども、引き続き順調なスタート切れますように。

そのほかいかがでしょうか。

企画課長。

教育企画課長 事務局からは特にございません。

教育長職務代理人 ないですか。

よろしければ、以上で終わらせていただきます。進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 いろいろご意見、ありがとうございました。

次回についてはもうこの間決定している。

教育企画課長。

教育企画課長 4月定例会でございましてけれども、4月7日木曜日16時からでお願いしたいと存じます。

教育長 それでは、確認いたします。

28年度第1回目の4月定例会ですけれども、4月7日木曜日午後4時開始ということでお願いいたします。

◎閉 会

教育長 それでは、以上をもちまして、平成28年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員